

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

2月24日からのロシアによるウクライナへの侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損う、断じて容認することのできない暴挙であり、ウクライナに拠点を持つ日本企業をはじめ、現地在留邦人は、緊迫した状況の中、安否確認の対応に追われるなど厳しい状況に置かれている。

このような力を背景とした一方的な現状変更への試みは、明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので、断じて看過できない。

権力者の暴挙によって、多くの方の命が奪われる事態は、いずれの国、地域にあっても断じてあってはならないことであり、稲敷市議会は厳重に抗議するものである。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対する制裁措置の徹底及び強化を図り、無条件でのロシア軍の完全撤退を求めるべきである。

以上、決議する。

令和4年3月4日

茨城県稲敷市議会